

定例監査結果報告

1 監査の種類

定例監査（工事）

2 監査の対象

財政局，市民局，青葉区役所，交通局

3 監査の着眼点及び主な実施内容等

今回の工事監査は，仙台市監査基準（令和2年3月17日監査委員決定）に従って，共通的事項，設計・積算，契約，施工，検査，維持管理業務，委託業務に関し，合規性，正確性等の観点から，平成31年1月1日から令和元年12月31日までの期間に施行している工事及び委託768件，208億3,566万円のうち，100件，77億1,670万円を抽出し，関係書類及び施工現場を調査するとともに，担当職員から説明を聴取するなどの方法により実施した。

4 監査の日程

令和2年3月17日から令和2年7月7日まで

5 監査の結果

工事及び委託については，一部に改善を必要とする事例が見られたが，おおむね適正に執行されていると認める。

改善を要する事例は，次のとおりである。

（1）設計金額の算定について

仙台市交通局鉄道電気設備工事積算基準で定めのない事項について適用することとしている「公共建築共通費積算基準(国土交通省)」では，共通仮設費及び現場管理費の算定について発生材処分費を算定の対象としないこと，設計変更の際し一般管理費等について契約保証費にかかる補正を行わないことが定められている。

また，工事請負契約書第25条第6項，第7項では，急激なインフレーションを生じ，請負代金額が著しく不相当となったときは，受注者は，請負代金額の変更を請求することができ，変更額については，発注者及び受注者が協議して定めることとされており，その算出方法については，「東日本大震災に伴う賃金等の変動に対する工事請負契約書第25条第6項の運用について（契約課・技術管理室）」において，定められている。

ところが、交通局電気課では、地下鉄南北線信号設備現場機器等更新工事において、設計金額の算出に際し、共通仮設費及び現場管理費の算出において発生材処分費を算定に入れて算出し、設計変更時の一般管理費等の算出においては、契約保証費にかかる補正を行っていた。

また、工事請負契約書第25条第6項に伴う設計変更に際し、定められた算定方法によらず共通費算出において、残工事の直接工事費から算出するとともに、受注者負担額において、前回スライド時の受注者負担額を控除せずに請負代金の変更金額を算出していた。

そのため、結果として適正な変更金額を下回る金額で受注者と協議して契約変更していた事例が見られた。

設計金額及び設計変更金額の算定に当たっては、「公共建築共通費積算基準(国土交通省)」に基づき、適正に積算する必要がある。

また、「工事請負契約書第25条第6項に基づく設計変更金額の算定に当たっては、「東日本大震災に伴う賃金等の変動に対する工事請負契約書第25条第6項の運用について（契約課・技術管理室）」に基づき適正に積算する必要がある。